

第13号議案

平成28年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		精 神 医 療 セ ン タ ー	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	149,650 ^人	65,335 ^人	75,555 ^人	55,845 ^人	346,385 ^人
外 来	147,744	67,068	55,161	100,845	370,818

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		精 神 医 療 セ ン タ ー	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	410 ^人	179 ^人	207 ^人	153 ^人	949 ^人
外 来	608	276	227	415	1,526

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 2,358,481千円

(2) 資産購入 2,365,004千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	43,885,593千円
第1項 医療収益	36,583,947千円
第2項 医療外収益	7,301,646千円
支 出	
第1款 病院事業費用	44,059,491千円
第1項 医療費用	43,337,233千円
第2項 医療外費用	712,258千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,262,523千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,873,871千円
第1項 企業債	4,997,000千円
第2項 他会計負担金	1,577,722千円
第3項 他会計補助金	39,672千円
第4項 国庫支出金	233,976千円
第5項 雑収入	25,501千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,136,394千円

第1項 建設改良費	2,358,481千円
第2項 資産購入費	2,365,004千円
第3項 企業債償還金	3,412,909千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
精神医療センター施設整備工事	平成29年度から 平成30年度まで	2,831,581千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費、資産購入費及び借換債
- 2 限度額 4,997,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 17,961,474千円
- 2 交際費 96千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費、建設改良費及び資産購入費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、132,431千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、14,600,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	リニアアクセラレーター	一 式
	血管連続撮影装置	一 式

平成28年2月22日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第14号議案 平成28年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 421,000,000m³

3 一日平均給水量 1,153,424m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業 豊川用水2期事業費負担金 事業費 1,457,414千円

(2) 浄水場関係建設事業 犬山浄水場、知多浄水場、幸田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事 事業費 7,832,817千円

(3) 施設改良事業 事業費 5,578,079千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		35,016,201千円
第1項 営業	収益		31,324,995千円
第2項 営業外	収益		3,691,206千円
	支	出	
第1款 事業	費用		32,996,937千円
第1項 営業	費用		27,290,903千円

第2項 営業外費用	5,703,034千円
-----------	-------------

第3項 予備費	3,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,068,916千円は、当年度分損益勘定留保資金6,767,229千円、過年度分留保資金11,111,687千円及び減債積立金190,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	13,616,908千円
-----------	--------------

第1項 企業債	8,092,000千円
---------	-------------

第2項 国庫支出金	264,733千円
-----------	-----------

第3項 工事負担金	282,420千円
-----------	-----------

第4項 受託事業収入	37,921千円
------------	----------

第5項 他会計出資金	2,758,319千円
------------	-------------

第6項 他会計貸付金償還金	592,427千円
---------------	-----------

第7項 他会計補助金	1,589,086千円
------------	-------------

第8項 雑収入	2千円
---------	-----

支 出

第1款 資本的支出	31,685,824千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	15,779,669千円
-----------	--------------

第2項 建設利息	218,516千円
----------	-----------

第3項 償還金	15,682,639千円
---------	--------------

第4項 予備費	5,000千円
---------	---------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	1,732千円
海部広域調整池建設工事	平成29年度	50,417千円
豊橋広域調整池建設工事	平成29年度から 平成30年度まで	1,058,182千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成29年度	1,130,913千円
尾張東部浄水場薬品注入設備改良工事	平成29年度	164,927千円
尾張東部浄水場始め2浄水場耐震補強工事	平成29年度	566,135千円
尾張西部浄水場導水ポンプ設備改良工事	平成29年度	162,935千円
尾張西部浄水場排水処理設備改良工事	平成29年度	206,690千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成29年度	17,653千円
西春線送水管布設工事	平成29年度	172,334千円
幸田浄水場送水ポンプ設備改良工事	平成29年度	89,019千円
知立線耐震化送水管布設工事	平成29年度から 平成30年度まで	1,220,403千円

半場川水管橋改良工事	平成29年度	175,925千円
豊橋南部浄水場電気設備改良工事	平成29年度	84,700千円
豊川浄水場送水ポンプ設備改良工事	平成29年度	99,363千円
広域災害水道応援活動拠点築造工事	平成29年度	525,779千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費及び施設費
- 2 限度額 8,092,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,860,101千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び固定資産購入費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,743,950千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、810,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

愛知県知事 大村秀章

第15号議案

平成28年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 373か所
- 2 年間総給水量 452,370,264m³
- 3 一日平均給水量 1,239,370m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	284,229千円
(2) 施設改良事業		事業費	3,323,137千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	16,332,758千円
第1項 営業	収	益	14,162,017千円
第2項 営業外	収	益	2,170,741千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	14,007,929千円
第1項 営業	支	費用	11,897,775千円
第2項 営業外	支	費用	2,107,154千円
第3項 予備	支	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,345,814千円は、当年度分損益勘定留保資金4,306,722千円、過年度分留保資金2,557,092千円、減債積立金1,432,000千円及び建設改良積立金1,050,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	3,404,313千円
第1項	企業債	1,265,000千円
第2項	国庫支出金	135,400千円
第3項	工事負担金	176,112千円
第4項	受託事業収入	30,598千円
第5項	他会計出資金	908,107千円
第6項	他会計借入金	889,094千円
第7項	雑収入	2千円
支 出		
第1款	資本的支出	12,750,127千円
第1項	建設改良費	4,085,305千円
第2項	建設利息	28,963千円
第3項	償還金	8,630,859千円
第4項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	18,187千円
尾張東部浄水場導水ポンプ設備改良工事	平成29年度	149,233千円
安城浄水場薬品注入設備改良工事	平成29年度から 平成30年度まで	842,820千円
第2北部幹線配水管布設工事	平成29年度から 平成30年度まで	1,348,063千円
吉良友国ポンプ場配水設備改良工事	平成29年度	29,760千円
吉良友国ポンプ場電気設備改良工事	平成29年度	104,450千円
尾張西部浄水場導水ポンプ設備改良工事	平成29年度	159,389千円
尾張西部浄水場排水処理設備改良工事	平成29年度	155,925千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成29年度	9,932千円
江南ポンプ場自家発電設備改良工事	平成29年度	78,783千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 1,265,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行

4 利 率 9.0%以内

5 償 還 の 方 法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 863,743千円

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,294千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、97,000千円と定める。

平成28年2月22日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第16号議案

平成28年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	48,500㎡
2 買収宅地	400,000㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業	収益	3,424,776千円
第1項	営業	収益	3,257,622千円
第2項	営業外	収益	167,154千円
		支	出
第1款	事業	費用	2,957,070千円
第1項	営業	費用	2,079,316千円
第2項	営業外	費用	874,754千円
第3項	予備	費用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,155,796千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	18,755,447千円
第1項 企 業 債	6,000,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金	12,736,092千円
第3項 雑 収 入	19,355千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	19,911,243千円
第1項 宅 地 造 成 費	19,901,077千円
第2項 建 設 利 息	5,166千円
第3項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成29年度から 平成30年度まで	223,000千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成29年度から 平成30年度まで	245,000千円
豊田・岡崎地区造成工事	平成29年度から 平成32年度まで	8,900,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起 債 の 目 的 用地造成事業費
- 2 限 度 額 6,000,000千円

- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 1,037,092千円
- 2 交際費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	工業用地	400,000m ²

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	35,000㎡	売 却

平成28年2月22日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章